998.2
vol.5
第11号

産廃振興財団ニュース

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

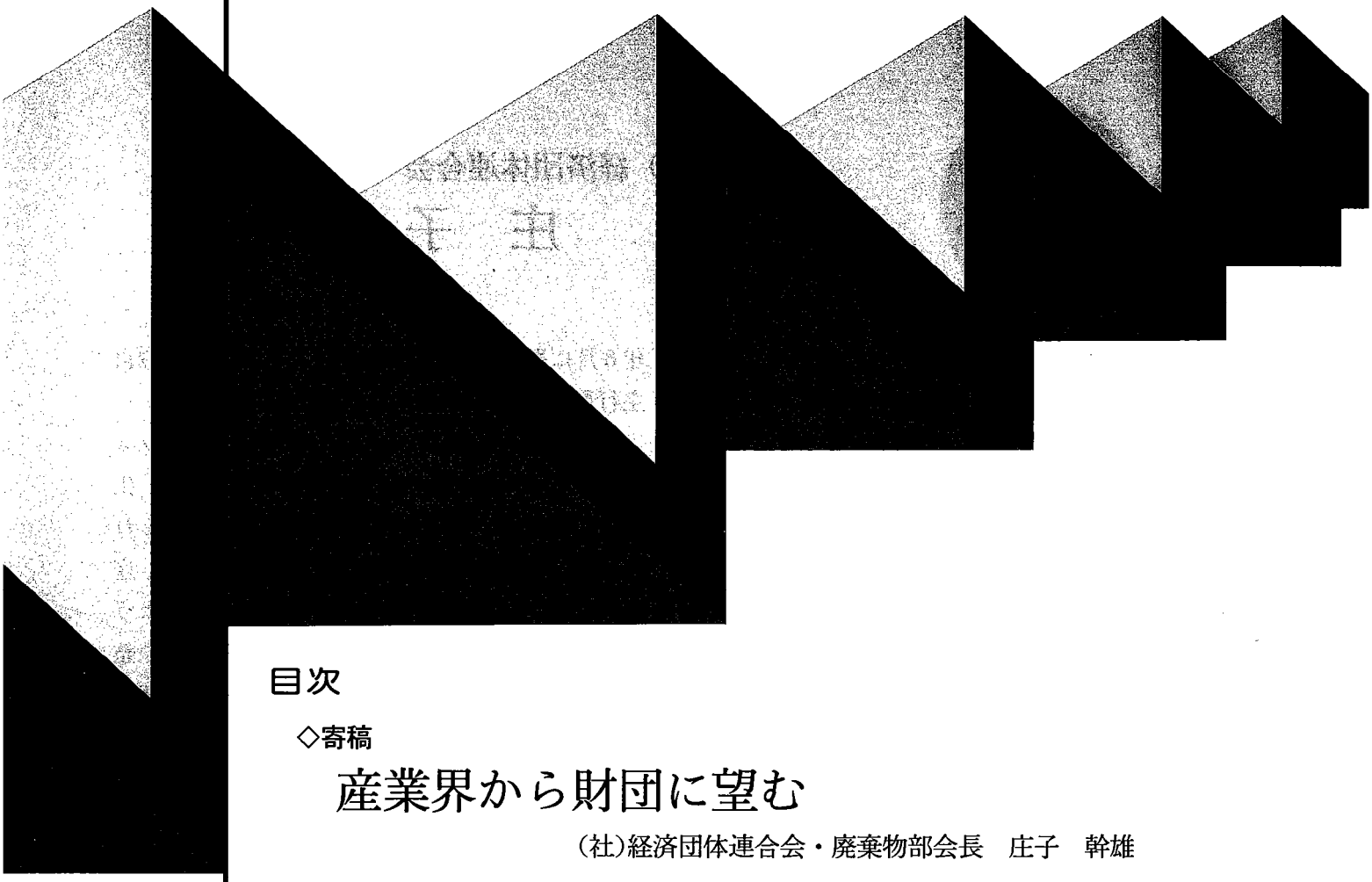

目次

寄　稿

産業界から財団に望む

（社）経済団体連合会　廃棄物部会長
庄　子　幹　雄

産業廃棄物処理事業振興財団は1992年の設立以来、債務保証業務、起業化助成事業、調査研究などの面で着実に多くの実績を挙げてこられました。96年12月には、欧米各国の専門家を集めPCBの処理技術に係る国際セミナーを開催するなど、積極的に活動を展開され、基金の造成やその後の運営にご協力頂いた関係各方面の期待に応えて頂いております。昨年12月には、設立5周年を迎えられましたが、これもひとえに関係者の皆様のご尽力の賜物であり、心より敬意を表します。

さて、昨年の廃棄物処理法改正の背景には、「不法投棄をはじめ不適正な処理がなされるケースが跡を絶たず、その結果、さらに最終処分場をはじめとする処理施設の確保が困難になるなど、適正処理を確保する環境整備が十分でないといった悪循環に陥っており、このままでは生活環境や産業活動に重大なる障害を生じかねない（生活環境審議会専門委員会報告）」という認識があります。産業界としては、これまでも適正処理に努めてきたところですが、今後も、循環型経済社会の実現に向けて努力していく所存です。昨年6月に発表した37の産業による経団連環境自主行動計画もその具体的行動の一つです。

廃棄物処理施設は、まさに産業のインフラストラクチャーであり、産業活動に不可欠です。生産活動が動脈、廃棄物処理が静脈にたとえられますが、廃棄物問題の重要性に対する認識は、産業界において広くかつ深く浸透しつつあるように思います。その意味で、優良な処理施設の整備と処理業者の育成に主眼を置く財団への期待は、今後、ますます高まるものと考えております。また、施設の信頼性・安全性の確保ならびに不法投棄対策など総合的な対策が進められる中で、財団の担うべき役割は一層拡大するものと思われます。

今後は、これまでの経験を生かし、債務保証を通じて優良な処理施設の整備を一層進めることを中心として、技術開発やリサイクルシステムの構築を進めている処理業者の起業化を支援し育成すること、適正処理に取り組む企業・業界団体の間の情報交換を促進することなどを期待したいと存じます。　以上

行政情報

廃棄物処理法に基づく政令改正の概要

廃棄物処理法に基づく法律施行令等の一部を改正する政令が、平成9年12月10日に公布されました。今回の改正は、平成9年6月18日に公布された廃棄物処理法の改正法を施行し、あわせて廃棄物処理に関する諸基準の強化・明確化することにより、廃棄物処理の一層の適正化を図るもので、厚生省及び環境庁から発表された改正内容の概要は、次のとおりです。

Ⅰ　厚生省

第1　改正の趣旨

産業廃棄物の処理をめぐっては、最終処分場の逼迫、地域紛争の多発、不法投棄等の問題に直面しており、このままでは生活環境や産業活動に支障が生じかねない深刻な状況にある。

厚生省においては、このような状況を踏まえ、施設設置の手続きの明確化、不法投棄対策の強化等を内容とする廃棄物処理法の一部改正案を、国会に提出し、同法案は、平成9年6月10日に可決成立し、6月18日に公布をみたところである。また、廃棄物処理に関する各種基準の強化・明確化について、平成9年10月に、生活環境審議会に設置された廃棄物処理基準等専門委員会の検討結果がとりまとめられたところである。

このため、廃棄物処理法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に合わせて、現下の廃棄物をめぐる諸問題に対する総合対策の一環として、廃棄物処理に関する諸基準を強化・明確化することとし、そのために、廃棄物処理法施行令（以下「施行令」という。）を改正するものであり平成9年12月10日に公布されたところである。

今後、政令改正に引き続いて、諸基準の強化・明確化等のための省令改正を行う予定である。

第2　改正政令の概要

（1）改正法の施行関係

①　改正法の第1次施行関係

再生利用認定制度について、認定内容の変更、事業の休廃止に係る手続等を定めること。

②　改正法の第2次施行関係

ア　施設の設置手続

施設の設置許可に当って都道府県知事が申請書等を縦覧に供し、関係市町村長等の意見を聴取する対象施設として、焼却施設及び最終処分場を定めること。また、市町村設置の届出施設の場合の条例で定める手続きの内容を定めること。

イ　産業廃棄物適正処理推進センターの委託の基準

産業廃棄物適正処理推進センターが都道府県知事の求めに応じて行う産業廃棄物の撤去等について、センターが当該行為を他人に委託する場合の基準を定めること。

（2）廃棄物処理に関する諸基準の強化・明確化関係

① 保管基準の強化

不法投棄まがいの不適正な廃棄物の保管を防止するため、保管基準を強化する。

ア 産業廃棄物の保管量の上限を設けること。(積換保管の場合は搬出量の7日分、厚生省で定める産業廃棄物の処分のための保管の場合は、処理能力の14日分を超えないようにすること。)

イ 屋外保管について高さの制限を設けることにより、廃棄物の飛散、流出を防止すること。

ウ 保管の場所について、廃棄物の荷重がかかる場合には、その囲いを構造耐力上安全なものとするとともに、入口の見やすい箇所に保管の場所である旨を表示した掲示板を設けること。

エ 汚水による地下水等の汚染を防止するために必要な排水溝等を設け、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

② PCB処理基準の見直し

PCBの処理を推進するため、PCB処理基準の見直しを行う。

ア PCBの処理方法として、従来は焼却処理が定められていたが、これに加えて、厚生大臣が定める方法による分解処理も可能とすること。

イ PCBの処理を行い厚生省令で定める基準に適合したものは、PCBとしての特別な管理を要しないものとすること。

ウ PCBの分解施設を産業廃棄物処理施設とし、設置に当たり許可が必要な施設とすること。

③ 産業廃棄物の委託の基準及び再委託基準の強化

排出事業者から処理業者への委託等が適正に行われることを確保するため、委託基準及び再委託基準を強化する。

ア 委託契約書には、施設の処理能力についての条項が含まれていること。

イ 再委託を行う場合には、あらかじめ委託者の承諾を得ること。

④ 埋立処分基準の強化(環境庁所管)

安定型処分場の安全性、信頼性を回復するため、安定型産業廃棄物の規制の強化等を行う。

ア 廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。)、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃ブラウン管(側面部に限る。)等を安定型産業廃棄物から除外すること。

イ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分基準を強化すること。

ウ 遮断型処分場に搬入する産業物の範囲を拡大すること。

⑤ 建設系の廃棄物に係る定義の見直し

規制緩和推進計画(平成9年3月28日)を踏まえ、建設業に係る紙くず、繊維くず及び木くずについて、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを産業廃棄物とすること等。

(3) 施行期日

ア 改正法の第1次施行関係

平成9年12月17日

イ 改正法の第2次施行関係及び諸基準の強化・明確化関係(ウ以外)

平成10年6月17日

ウ 保管基準関係 平成11年4月1日

Ⅱ 環境庁

第1 政令改正の背景

近年、廃棄物の量の増大に伴い、最終処分場の残余容量が逼迫するとともに、廃棄物の質の多様化等に伴い、最終処分場の浸出液から有害物質が検出されるなど、各地で最終処分場を巡るトラブルが頻発し、国民の間で廃棄物処理に

対する根強い不信感が生じている。このような現状を踏まえ、平成8年11月に、環境庁長官は、中央環境審議会に対して「廃棄物に係る環境負荷低減対策の在り方について」の諮問を行った。

この諮問を受けて、中央環境審議会においては、国民の安心と安全を確保し、環境への負荷の少ない持続可能な経済社会を構築するべく、廃棄物に係る環境負荷の総合的な提言対策について審議を行い、平成9年11月4日に「廃棄物に係る環境負荷低減対策の在り方について」の第1次答申が出された。

今回の政令改正は、この答申の中の最終処分基準の見直しに係る低減等を受けて、廃棄物処理法に基づく最終処分基準の強化を行うものである。

第2　改正政令の内容

(1) 安定型産業廃棄物に係る見直し

① 改正の趣旨

現行の安定型産業廃棄物のなかには、有機性汚濁の原因となる物質の含有・溶出、有害物質の溶出の観点からそれ自体問題があるもの、あるいはそのような汚染の原因となるような物質が付着・混入する可能性が高いものが含まれているため、現行安定型産業廃棄物の範囲を見直すとともに、安定型最終処分場に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が入らないようにするための措置を強化する。

② 改正の概要

ア　現行の安定型産業廃棄物から、以下のものを除くこととする。

(ア) プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）

(イ) ブラウン管（側面部に限る。）

(ウ) 鉛蓄電池の電極

(エ) 鉛製の管又は板

(オ) 石膏ボード

(カ) 容器包装（有害物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、処分までの間にこれらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。）

イ　安定型最終処分場において埋立処分を行う場合には、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないように必要な措置を講ずるようにする。特に工作物の新築、改築又は除去に伴なって生じた安定型産業廃棄物については、環境庁長官が定める一定の方法により混入、付着の防止措置を行うこととする。

ウ　なお、現存の安定型最終処分場に対する上記ア・イの適用については、本政令の施行後1年間（平成11年6月16日まで）の猶予期間を置く。

(2) 有害な産業廃棄物の埋立処分基準の強化

① 改正の趣旨

現在、総理府令で定める一定の基準を超えて有害物質を含んでいる汚泥等の産業廃棄物（以下「有害産業廃棄物」という。）については、特定の施設から発生したものに限り、遮断型最終処分場等が義務づけられてきたが、同様の性状の廃棄物には同じ埋立処分基準を適用することが環境保全上適切であるとの観点から、有害産業廃棄物に対して、特定の施設から発生したか否かを問わず、同一の埋立処分基準を適用することとする。

② 改正の概要

ア　現行の埋立処分基準において、遮断型処分場における最終処分が義務付けられる有害産業廃棄物と同様の性状の産業廃棄物については、特定の施設から発生したか否かを問わず、遮断型最終処分場で埋立処分することとする。

イ　現行の埋立処分基準において、埋立の前にあらかじめ、総理府令で定める基準に適合するものとするか又は環境庁長官が定めるところにより固型化することとされていた有害産業廃棄物と同様の性状の産業廃棄物については、特定の施設から発生したか否かを問わず、総理府令で定める基準に適合するものとするか、又は環境庁長官が定めるところにより固型化することとする。

(3) PCBに係る処分基準の見直し

①　改正の趣旨

PCBの処理を行う場合には、これまでは、焼却分解する方法又はPCBを除去する方法しかなかったところであるが、

・化学反応による脱塩素化処理の方法
・高温・高圧の水の特性を活かしてPCBを分解する超臨界水による酸化処理の方法

について実用化が実証されるに至った。これに伴い、従来保管されたままで処理がほとんど行われてこなかったPCBを含む産業廃棄物の処理の推進に資するため、上記の方法を廃棄物処理法の処分基準に位置付けることとする。

②　改正の概要

ア　PCBの分解又は除去による処理を中間処分基準に位置付ける。(具体的な方法は、告示で定める。)

イ　PCBの処分に伴って生じた廃棄物の埋立処分基準を定める。具体的には、焼却、除去によるほか、告示で定める方法によることとする。

(4) 廃棄物処理法施行以前の埋立地における適正処理の促進

①　改正の趣旨

廃棄物処理法施行（昭和46年9月）以前に造られた埋立地が現在でも残存しており、これらの埋立地には廃棄物処理法に基づく最終処分基準の一部が適用されないが、今回の政令改正等により強化される規制の実効性を担保するため、当該基準を適用することとする。

②　改正の概要

廃棄物処理法の施行の際現に存していた埋立地において行う埋立処分については、平成11年6月17日以降、埋立地からの浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染するおそれがある場合には、そのおそれがないように必要な措置を講ずることとする。

(5) 海洋汚染防止法施行令の改正

①　改正の趣旨・概要

海洋汚染防止法施行令には、船舶から埋立場所等に廃棄物を排出する際の排出方法に関する基準が定められているため、廃棄物処理法施行令の埋立処分基準の改正（上記（1）～（3））と同趣旨の改正を、海洋汚染防止法施行令に規定する船舶から埋め立て場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準についても行うこととする。

(6) その他

①　施行期日

平成10年6月17日

PCB処理基準の見直しとこれからの課題

（財）産業廃棄物処理事業振興財団
常務理事　片山　徹

1．PCB問題の概要

1881年にシュミットとシュルツが合成したPCBは、わが国では1954年から製造が開始された。優れた電気特性と不燃性、および化学的安定性が特徴であり、特にコンデンサーやトランスの絶縁油としては、革命的な製品として歓迎された。

これにより電気機器の小型化、火災事故の激減、機器の寿命の延命化が可能となった。しかし1966年に、スウェーデンのS.Jensonが、魚類や鳥類中にPCBが含まれていることの報告を行い、また1968年には、その毒性の高さからカネミ油症事件が発生した。このような事態から1974年に化審法によりPCBの製造、輸入、使用が禁止された。

また、暫定的人体許容摂取量が定められると、これに基づき、水質に関する環境基準、排ガスの暫定排出許容限界等が設定された。

1992年には、廃PCB、PCBを含む廃油及びPCB汚染物が改正廃棄物処理法に基づき特別管理産業廃棄物に指定された。PCBの処理については、1985年の環境庁の実証試験を経て、1987年から1989年にかけて液状廃PCBの高温熱分解が行われたが、その他の処理計画については、住民同意等が得られない等により、実現されていない。今日まで保管の状態が20数年に及び、行方不明や紛失が生じているものがある。

2．PCB処理の状況

1974年にPCBの生産、使用が禁止されて以来、使用されなくなった廃PCB、PCB含有トランス、コンデンサ及び感圧紙、並びにPCB汚染物については、現在、事業所等で保管されている。（表－1）

これらは、製造元の化学工業会社、高圧トランス、コンデンサを多数所有する電力会社、JR、NTT、防衛庁のような大口保管者により保管されている。その他、小型トランス、コンデンサ等は多くの中小の事業所において保管されている。保管台数は、発電所、変電所、受電設備等で使用されていた高濃度PCB含有トランス、コンデンサが約15万台、電力会社が保管している低濃度PCB混入絶縁油を含む柱上トランスが約120万台などとなっており、家電製品の部品等として使用されていた低圧トランス、コンデンサを含めるとかなりの量に達する。

さらに、現在までに引き続き使用されているPCB含有トランス、コンデンサ類の量は保管量を上回っており、これらのうち耐用期限が到来したものなどは徐々に保管されつつある状況である。

表－1　PCB等の保管・使用状況

種類		トランス・コンデンサー（主に高圧）	トランス・コンデンサー（低圧）	PCB入り廃感圧紙	廃PCB等	ウェス、汚染物等	柱上トランス	備考
用途、使用場所等		発電所、変電所、受電設備、電気炉誘導電動機等	蛍光灯安定器類、家電製品の部品等	事務用品	熱媒油等	清掃等または汚染物	配電用	
形態		高濃度PCB金属容器コイル等	PCB含有絶縁紙金属・プラスチック容器コイル等	PCB塗布用紙	液状PCB	PCBをふき取った布、汚泥、砂利等	低濃度PCB含有絶縁油金属容器コイル等	
保管事業所の概要等		受電設備設置者、電力会社、JR等	NTT、家電メーカー等	官公庁、民間企業等	製造工場等	工場JR等	電力会社	
主要事業者における保管使用量	保管中のもの	147,174台	320,567台	15トン	770kL	6,158トン	1,196千台	平成9年度業界聞き取り調査等*（環境庁）
	使用中のもの	252,729台	119,686台				2,830千台	

＊平成9年度に環境庁が行った、（財）電気絶縁物処理協会、電力、JR及びNTTを対象とした聞き取り調査結果を集計したもの。なお、防衛庁については現在調査中。また、その他家電メーカー、官公庁保管分等については、聞き取り調査をしておらず、含まれていない。

（参考）
各種廃棄物の標準的なPCBの含有割合は以下のとおりとされている。
①高圧トランス・コンデンサ
　高圧トランス　：平均重量（300～400kg程度）のうち約1／3が絶縁油（PCB濃度60～70％程度）
　高圧コンデンサ：経金重量（50～70kg程度）のうち40～45％程度が絶縁油（PCB濃度100％）
②低圧トランス・コンデンサ
　1個当たりのPCBの含有量は数g～数十g
③廃感圧紙
　感圧紙重量の約4％がPCB
④廃PCB等
　PCB原液からppmオーダーまで様々
⑤柱上トランス
　絶縁油中PCB濃度は数～数十ppm

出典：PCB処理の推進について（中間報告）平成9年10月 PCB混入機器等処理推進調査検討委員会

一方PCBの処理については、鐘淵化学工業（株）高砂工業所に保管されていた約5,500トンについて、環境庁の主導により専門家による安全性の検討、試験等を経て厚生省、環境庁、通商産業省の連携の監視の下、1987年から1989年にかけて実施された。PCB分解率99.9999％以上、排ガス中のPCB濃度0.01mg／Nm³以下、ダイオキシン類等の厳格な監視基準に従い、安全に処分されたことが確認されている。しかしその後他の処理施設の立地については地元の合意が得られないこと等により、PCB関係廃棄物の処理は進展していないまま現在に至っている。

この結果、保管期間が長期化し、適正保管が確保されていない事例も出てきていることから、

保管の一層の徹底を図るとともに、根本的な解決方法として処理設備を整備し、早期処理を実施することが極めて重要な課題となっている。

3．何故、廃PCB高温熱分解処理事業は成功したか

筆者は、かつて環境庁大気保全局に在職中、たまたまこの事業に関わる経験を有した。この事業を成功に導いた要因と原動力は何であったのだろうか。

1972年以来、鐘淵化学工業（株）において回収され、保管された液状廃PCBは約5,500トンであった。しかしその後兵庫県は、地元住民に不安感を与える等の理由から焼却実施を認めず、保管の措置状態が続くこととなった。

一方、関係機関や住民から不測の事故を懸念する声が高まるなかで、県や高砂市は国に対し実効性のある方法で早期に無害化処理することについて繰り返し要望した。1983年11月に、国（通産省、厚生省、環境庁、農水省）、県、市による液状廃PCB処理対策連絡会議が設けられ、洋上焼却、陸上での焼却処理、化学処理、あるいは海外での処理等について検討されることとなった。その結果、欧米諸国における高温焼却による処理の実績、通産省公資研の研究成果等に基づき、さらに焼却、運転管理、測定等各般の技術の進歩を取り入れて、PCBの高温焼却試験を実施してその安全性を確認することが問題解決のために重要であるという考え方が浮上してきた。

折りしも1984年5月に兵庫県の南西部、山崎断層を震源とするM5.6の地震が発生、姫路ではこの時震度4が記録された。

このような不安を増長させる状況のなかで、県、市の国に対する液状廃PCB処理に関する要請は一層強まった。ついに環境庁大気保全局長は、県や市に対して安全性評価のための試験焼却を実施することについて提案した。政策決定者としての大気保全局長の勇気ある決断であった。万一の災害を想定してのPCB流出とそれによる瀬戸内海汚染の発生に伴うリスク及びPCBの熱分解処理に伴う環境上のリスクについての冷静かつ合理的な比較考量が大気保全局長の決断を促す要因のひとつとなった。

高温熱分解実証試験の実施にあたって、①試験実施は、環境庁が責任をもつ、このため環境庁に専門家による検討会を設置する　②試験実施は、地元合意が必要であり、また公開を原則とする　③試験は安全性を確保し、周辺に影響を及ぼさないこと　という条件提示を環境庁は地元に行い、県、市はこれを了承した。

この実証試験においてまず約30tの廃PCBが分解処理され、その安全性について確認が行われた。この試験の結果を踏まえ、わが国において初めてのPCBの本格的処理が始まった。液状廃PCB　1日15トンの最新鋭処理施設が建設され、1987年11月から2年間にわたり、380日間、1450℃の高温で運転、世界最高の水準を確保しつつ、また市民が冷静にこれを見守るなか全量処理が終了した。

筆者としては、①高温熱分解処理あるいは超微量分析による環境モニタリング等先端的な技術上のポテンシャル、またそれを実現するための資金力を有する企業の立場　②監視データの公開等合意形成の醸成に向けて県や市が地元に対して行った真摯な努力　③国レベルにおける政策決定者の英断とリーダーシップの発揮　④環境庁、厚生省、通産省の連携的な支援　⑤市民の科学技術に対して寄せる信頼感　が本問題の解決への原動力となったと考える。

PCBの処理は、科学技術と公的政策と地元の理解の緊密な結合により始めてその達成が可能となるものであることを改めて実感させられる。

4．進展するPCB処理技術

近年、欧米においてはPCBの処理技術は、高

温焼却に加えて、化学処理法等について研究開発が進んできた。そしてこれらによるPCB処理が環境にやさしい方法として地域住民、グリンピース等環境団体に受け入れられ、活発に行われてきている。またわが国においてもここ数年多くの企業がそれらの研究開発に取組んできている。

このような欧米やわが国における処理技術の実情について、従来より環境庁、厚生省、通産省の委員会（いずれも委員長は、平岡京大名誉教授）において鋭意検討・評価が行われてきた。

また1996年12月には、（財）日本環境衛生センター、（財）産業廃棄物処理事業振興財団、（社）産業環境管理協会の3団体の主催により「PCBに関する国際セミナー」を東京で3日間にわたり開催した。このセミナーは、EU、UNEPなどの国際機関の他、海外8ケ国の専門家の参加を得て行われ、世界的規模でのPCB対策の現状、各国の取り組み、処理基準等の制度的対応、そして処理技術の開発の動向などについて熱心な討論が行われた。

さらに、1997年9月には、当財団は、米国・カナダへPCB処理事情調査団を派遣し、当該国におけるPCB処理技術等について詳細に調査をした。（産廃振興財団ニュース第9号泉澤氏報告文参照）

このようなPCB処理技術に関する一連の調査等の結果から次のことが明らかになっている。（表－2参照）まず、液状PCB及びPCB汚染油等の処理に利用可能な高度処理法としては、現時点では、①アルカリ触媒分解法（BCD法）、②化学抽出分解法（DMI／NaOH法）、③t－BuOK

表－2　わが国において現在、高度処理法として判断されているPCB処理技術

（ア）アルカリ触媒分解法（BCD法）：有機塩素化合物に水素供与体、炭素系触媒及びアルカリを添加した後、窒素雰囲気下、常圧下で300～350℃に加熱し、脱塩素を図る方法。初期反応温度は15％以下。PCB汚染土壌の処理も可能。
（イ）化学抽出分解法（DMI／NaOH法）：水酸化ナトリウム（NaOH）等のアルカリ及び1.3－ジメチル－2－イミダゾリジノン（DMI）等の非プロトン性極性容媒存在下、常圧下で約200℃に加熱し、脱塩素化を図る方法。ppmオーダーから％オーダーのPCB処理に適用可能。
（ウ）t－BuOK法（カリウム・ターシャリー・ブトオキサイド法）：PCBの塩素と反応しやすく、かつ、油に溶けやすい有機金属化合物（t－BuOK）をPCBの混入している油に添加し、加熱反応させることにより、PCBの塩素を塩化カリウム（KCl）として除去する技術。初期濃度は200mg－PCB／kg－油以下。
（エ）触媒水素化脱塩素化法（＋t－BuOK法）：PCBをパラフィン系溶剤で希釈し、パラジウム・カーボン（Pd／C）触媒の存在下、水素ガスとの接触による水素化脱塩素反応を行うことにより、PCBの塩素を塩化水素として除去する技術。初期濃度は15％以下。
（オ）超臨界水酸化法：臨界条件（374℃、22MPa）を超えた水（超臨界水）の持つ強い反応溶媒特性を利用して、水中に溶解又は存在している有機物質を完全に酸化分解することによりPCBを分解する方法。濃度100％のPCBの処理も可能。

出典：PCB処理の推進について（中間報告）平成9年10月

法（カリウム・ターシャリー・プトオキサイド法）、④触媒水素化脱塩素化法（＋t－BuOK法）の化学的に脱塩素を図る4種類の化学処理法及び超臨界水を利用する超臨界水酸化法の計5種類である。

これらの化学処理における処理後の油中のPCB濃度は、概ね数十μg－PCB／kg－油以下となっており、また最も条件の悪いケースでも0.5mg－PCB／kg－油以下のレベルを満足している。さらに最終的に油自体も分解する超臨界水酸化法については、排水等が発生するが、水質汚濁防止法に基づく現行のPCBの排水基準（0.003mg／ℓ以下）を満足するレベルまでの処理が可能である。

この他、金属ナトリウムを利用して脱塩素化する方法、あるいは生物処理法等が、諸外国で実用化されており、わが国ではこれらに関しても目下、研究開発中である。

5．PCB処理基準の見直し

産業廃棄物の処理をめぐって、最終処分場の逼迫、地域紛争の多発、不法投棄等の問題がある。この状況を踏まえ、厚生省は施設設置の手続きの明確化、不法投棄対策の強化等を内容と

表－3　世界各国のPCBの定義

国　名	PCB濃度（ppm） 2　5　10　20　50　100　500	規　制　内　容
UNEP		厳しい規制、製造と輸入の禁止
EU		通常の廃油の処分に従う
		所定能力以上の施設での処分、海上焼却禁止 再生禁止（96.9.16の新指令より）
（対象はPCTsを含む）		高汚染PCB
米国		規制対象外
		密封剤、被覆剤、粉塵抑制剤としての使用は禁止 加工、販売及び使用は規制対象外 所定能力以上の施設でのエネルギー回収
		所定能力以上の施設での焼却処分 代替処分方法（化学処理法等）（処理済油2ppm以下）
（州によって異なる場合もある）		所定能力以上の施設での焼却処分 代替処分方法（化学処理法等）（処理済油2ppm以下）
カナダ		PCB油の定款外 廃油として焼却処分可能
（米国、カナダは北米地域として共通定款、ラベルは検討中）		PCB油として定義 焼却又は化学処理（処理済油2ppm以下）で処理
イギリス		通常の廃油の処分に従う
		油の再生不可、エネルギー回収制限
		所定能力以上の施設での処分
オランダ	（所定7異性体全てが＜0.5ppm）	PCBを含まない使用済油として扱われる
	（所定7異性体の1つでも＞0.5ppm）	燃料としての使用禁止 処分方法の規制はない 処理業者への許可内容がそのまま規制となる
フランス		通常の廃油の処分に従う 20ppmへの定義変更を検討中
		特別に許可された施設での処分 油に限らず50ppmの全ての汚染物質を対象
ドイツ		PCBフリー
		PCB汚染物 油の場合は20ppmが汚染の定義
オーストラリア		指定PCB汚染物（10％以上は高濃度PCBsと定義） 非指定PCB廃棄物 PCBフリー
韓国		指定廃棄物（政府が管理）
日本		廃PCB及びPCBを含む廃油、濃度設定無し 輸出入等の特定有害廃棄物（バーゼル条約国内決）

出典：PCBに関する国際セミナー講演集（1998）に加筆（PCB処理の推進について（中間報告）平成9年10月）

する「廃棄物処理法改正案」を提出し、昨年6月にその成立及び公布をみた。また同じく10月に、廃棄物処理に関する各種の技術的基準の強化・明確化について、生活環境審議会に設置された廃棄物処理基準等専門委員会がその検討結果をとりまとめた。その内容にしたがって廃棄物処理法施行令の一部改正が同じ12月に行われたところである。

その一貫としてPCB処理基準の見直しがある。その内容は、

①PCBの処理方法として、従来は焼却処理が定められていたが、それに加えて、厚生大臣が定める方法による分解処理も可能とすること

②PCBの処理を行い厚生省令で定める基準に適合したものは、PCBとして特別な管理を要しないものとすること

③PCB分解施設を産業廃棄物処理施設とし、設置に当たり許可が必要な施設にすること

である。この見直し内容の具体化については、今後厚生省令等により示されていることになっている。これについては専門委員会の報告において

①分解処理に係る技術として4.で紹介した化学処理法と超臨界水などによる酸化処理の方法を取りあげている。この方法において要求される処理の技術レベルに関して脱塩素化処理により生ずる処理済油については、最終的に焼却される際に生活環境保全上の支障とならないことを確保しつつ、油中のPCBの含有量に関して国際的な目標値（表－3)、分析精度、技術的可能性等を勘案して0.5mg／kg以下になるまで処理をすること、そのレベルになった廃油は廃PCB等としての特別の管理を要しないものとする。

②油自体も分解する超臨界水などによる酸化処理を行った場合には、発生する排水等については排水基準などによる規制が行われることとしている。

なお、これらPCB関係の基準見直しについての施行日は、平成10年6月17日である。

6．これからの課題

PCB処理基準の見直しに関しては、今後、トランス・コンデンサ等容器及びその部材としての絶縁紙、鉄芯、巻線に浸みこみ、付着したPCBについての除去方法とその判定基準についても設定する必要がある。

以上述べたようにPCB処理に関して、適正な処理やモニタリングに関する技術の存在、法的基準の整備が行われつつあるのが昨今である。いよいよ長年の課題であったPCB処理への第一歩が標されるのもほぼ間近な気運にある。

これからの課題は、PCB処理についての安全性と信頼性に関して国民の理解と合意をいかに醸成していくかである。

PCB処理は安易に市場メカニズムや商業主義一辺倒で取り組みが行われて進むものでは決してない。技術や資力に恵まれた大口保管者から先駆的に着手されることが本問題の解決の鍵をにぎっている。

わが国は、過去、PCB処理の実施面について、成功と不成功のそれぞれ貴重な経験を積んでいる。また処理に関する科学や技術については、行政、保管事業者群、エンジニアリング企業、各種研究機関等で活発な調査や研究が行われ、実効性のある知見・情報が整っている。

このような状況を充分にふまえ、将来に禍根を残すことのないよう関係省庁、産業界、関係業界、関係団体等PCB関係者がこぞってこれからのPCB処理戦略とそれぞれの果たす役割分担等について真剣に協議を行うこと、その重要な時期が到来していると感じる次第である。

今後とも当財団は、本問題について積極的に取り組んでいくこととしている。

第4回全国担当者会議開く

～ 松山に111名が集う ～

財団が主催する第4回「特定施設及び廃棄物処理センター整備促進のための情報交換担当者会議」が昨秋11月13、14日の両日、愛媛県松山市の全日空ホテルで開かれました。

厚生省、愛媛県はじめ各都道府県、指定都市、公社、事業団、関係諸団体から来賓、担当者合わせて111名が出席しました。

秋、紅葉の季節、好天に恵まれ2日間有意義な会議が持たれました。

主催の財団太田理事長挨拶のあと、厚生省産業廃棄物対策室仁井室長、愛媛県環境局山田局長が挨拶、その他来賓紹介のあと議事に入った。最初に仁井室長より、6月の廃掃法一部改正に伴う政令、省令改正の検討状況について最新の説明がありました。

次いで、北海道大学工学部田中信寿教授から「循環型社会における廃棄物問題の展望について」の講演がありました。先生は大学卒業後、京都府の衛生公害研究所に勤務、その後北大に移られた経歴、また厚生省はじめ北海道、札幌市の審議会委員を務められていることから、感銘深いお話しを聞くことができました。

引き続き財団の活動状況について竹内常務理事より説明がありました。

質疑応答に入り、あらかじめ府県から取りまとめた質問につき、主に厚生省産業廃棄物対策室の明石係長から回答が行われました。主なものは、廃棄物処理センターの整備状況につき、計画が進捗しない理由、指定後、整備に時間を要している理由等、合せて現在進行中の処理センターの整備状況、さらに、センターが行う事業に係る国庫補助金の交付、財政・税制上の優遇措置の質問が多く出されました。

以上で第1日目を終え、場所を移しなごやかに懇親会が行われ、出席者全員による情報の交換が行われました。

翌14日の2日目は、朝8時すぎから会議を再開、愛媛県環境保全課園田技術補佐から「愛媛県廃棄物処理センターの整備状況」につき説明があり、ご苦労の多いお話しをきくことができました。

次いで、平成9年9月に財団が産業界に呼びかけ調査団を編成し、10日間に亘りアメリカ、カナダを視察、PCB処理を実際に行い着実な成果

北大工学部田中信寿教授の講演

を上げている状況について、さらに今後我が国がPCB処理にどのように取り組んでいくべきかにつき、財団片山常務理事が報告、説明があり、2日間の会議を終えました。

このあと、バス2台に全員が分乗、市内の松山市南クリーンセンターに施設見学に出掛けました。センターでは、焼却施設や設置例が少なくなかなか見られないプラズマ式の灰溶融施設を見学し、その後、アイテムえひめ（愛媛県国際貿易センター）に移動し、国際貿易センターの紹介ビデオを見、昼食後散会しました。

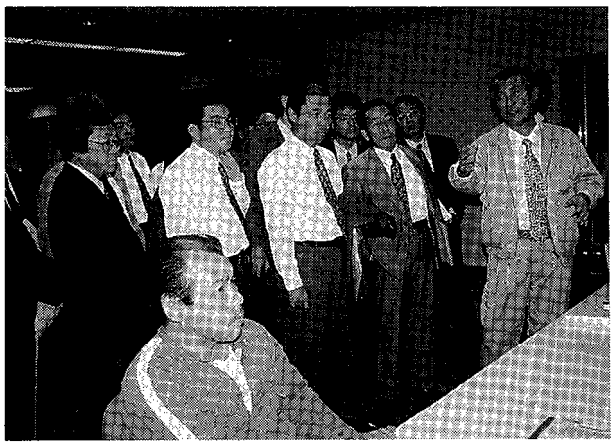

松山市南クリーンセンターで説明を聞く

［前書き］

平成9年11月に愛媛県松山で開催された「廃棄物処理センター情報交換担当者会議」におきまして、地元愛媛県で廃棄物処理施設整備計画が進められていることから、当日県の担当の方から講演をしていただきました。その後、他の府県からの反響も大きく、あらためて愛媛県から、事業主体の概要、整備計画、着工に至るまでの経緯につき文章を寄せてもらい紹介します。

愛媛県東予地区 廃棄物処理施設 整備計画について

愛媛県環境局環境保全課
技術課長補佐　園田浩二

1　はじめに

近年、生活水準の向上や産業経済の発展等により、廃棄物の種類や量は増加の一途をたどっているが、一方、環境保全意識の高まり等から、その処理を担う最終処分場等の確保が困難な状況となってきている。

このため、生活様式を見直し、廃棄物を発生させない方策や減量化、リサイクルを推進し、最終的に処分する廃棄物を減少させるとともに、発生した廃棄物を安全、確実に処理する施設の整備を安定的、定期的に進めていくことが重要な課題となっている。

このような状況から、愛媛県では財団法人愛媛県廃棄物処理センターが平成5年9月、愛媛県、市町村、民間団体の出捐により設立され、公共関与による信用力を活用して、周辺環境、地域社会と調和したモデル的な廃棄物処理施設の整備を行っていくこととしたものである。

財団法人愛媛県廃棄物処理センターでは、本県の地域性を考慮し、東、中、南予にそれぞれ1か所施設整備することとしているが、廃棄物の排出状況等を調査した結果、東予地区においては、特に下水道汚泥、指定廃棄物、特別管理廃棄物を中心とした広域的な廃棄物処理施設の整備が必要であるので、今回、施設の整備に着手したものである。

事業主体の概要、整備計画、着工に至るまでの経緯等について以下のとおり紹介する。

2　事業主体

事業主体の名称等は次のとおりである。

(1) 名　　称　財団法人愛媛県廃棄物処理センター
(2) 設　　立　平成5年9月1日
(3) 役　　員　理事15名　監事2名
理事長：三木輝久
(愛媛県中小企業団体中央会長)
(4) 基本財産　1,000万円
出捐者：愛媛県250万円
市町村250万円
民間7団体500万円
(5) 事業目的
廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び管理その他廃棄物に関する事業を行うことにより、廃棄物の適正な処理の確保及び廃棄物の排出の抑制を図り、もって県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与する
(6) 事業内容
ア　一般廃棄物及び産業廃棄物の処理
イ　前号に掲げる事業を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理
ウ　廃棄物の適正処理、減量化及び再生利用の研究指導
エ　廃棄物処理技術に関する研修
オ　廃棄物処理に関する情報提供及び意識啓発
カ　その他必要な事業
(7) 廃棄物処理センターの指定等
ア　廃棄物処理センターの指定（平成5年11月25日）
イ　特定施設整備計画の認定（平成10年1月6日）

3　事業の経緯

(1) 建設用地の選定、地元説明
東予地区廃棄物処理施設整備計画については、地元連合自治会及び地権者に対して、計画概要を説明し、現地調査の申入れを行った結果、平成8年2月、環境影響調査、測量、地質調査などの現地調査の同意を得た。
その後、環境アセスメント結果等について地元説明を行った後、建設の申入れを行い、交渉を進めたところ、平成9年6月、地元連合自治会から建設同意を得るとともに、財団と自治会、新居浜市との間で、環境保全協定を締結した。
建設地である新居浜市磯浦町の特徴は、次のとおりである。
ア　東予地域の中心に位置し、主要県道に近接しており、効率的な廃棄物の搬入が可能であること。
イ　中間処理施設、最終処分場を一体的に整備できる用地が確保できること。
ウ　下流に人家等が少なく、水源もなく、排水が公共下水道に投入できるなど周辺環境に大きな影響を与えないこと。
(2) 基本構想の策定
東予地区廃棄物処理施設整備基本構想は平成8年3月策定したが、事業実施の考え方は次のとおりである。
ア　下水道汚泥、適正処理困難物、医療廃棄物等の広域処理
イ　環境保全、リサイクル型の施設整備
ウ　廃棄物の無害化、減量化、資源化の推進
エ　高度な廃棄物処理技術、公害防止技術の導入
オ　市町村及び民間のモデル施設としての整備
(3) 関係規制法令手続
建設地は都市計画地域内（調整区域）であり、また、用地交渉を円滑に進めるため、都市計画決定、都市計画事業認可を受けるとともに、建設地内に農地、山林があるため、農地転用許可、林地開発協議等の土地の規制解除手続を実施した。

4　施設整備計画

計画の概要、廃棄物処理工程等は次のとおりである。
(1) 計画の概要

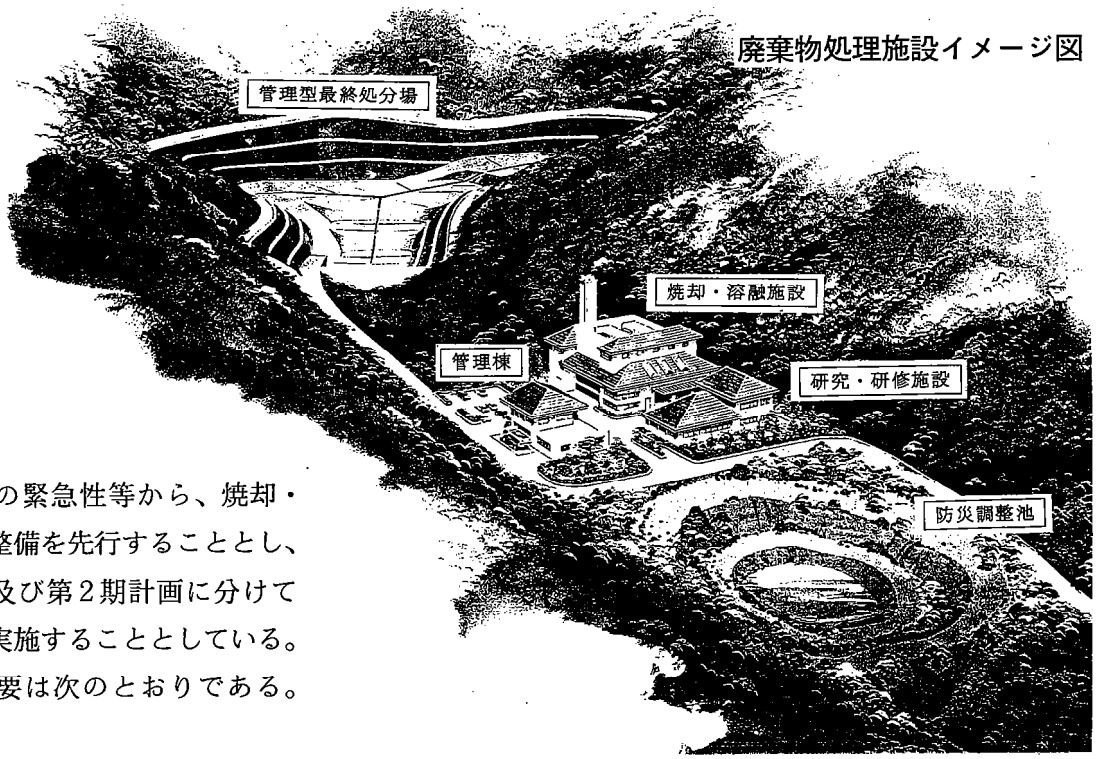

施設整備の緊急性等から、焼却・溶融施設の整備を先行することとし、第1期計画及び第2期計画に分けて施設整備を実施することとしている。各計画の概要は次のとおりである。

計　画	施設の名称	規模・処理能力	工　期
第1期計画	焼却・溶融施設	50t／日×2系列	9～10年度
第2期計画	最終処分場	容量25万m³	11～12年度
	研究・研修施設		12年度

(2) 廃棄物処理工程

モデル的な廃棄物処理施設を整備するため、当施設においては最新の廃棄物処理技術、公害防止技術を導入するとともに、厳重な廃棄物の搬入管理、排ガス、排水、地下水等のモニタリングを実施することとしている。

焼却・溶融施設及び最終処分場の処理工程は次のとおりである。

ア　焼却・溶融施設処理工程

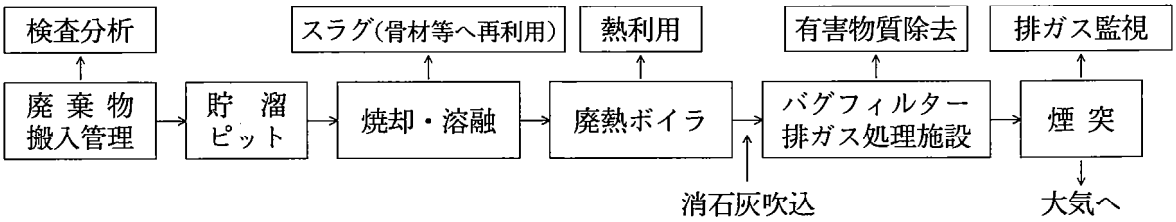

イ　最終処分場

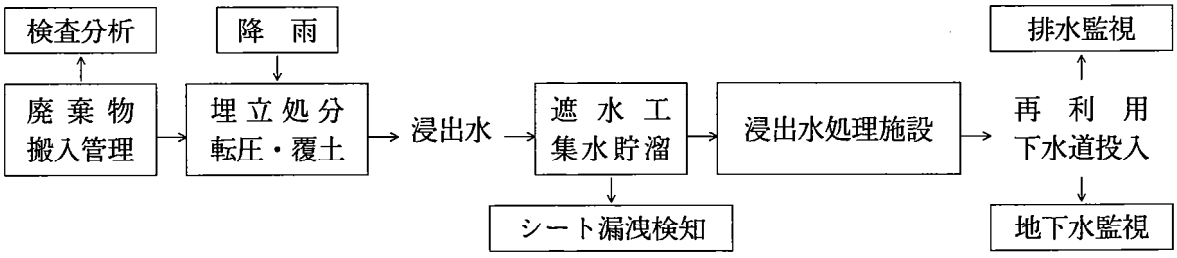

(3) 処理対象廃棄物

当施設では、一般廃棄物、産業廃棄物を併せて処理することとしており、焼却・溶融施設については下水道汚泥、特別管理一般廃棄物、指定廃棄物など、公共廃棄物の処理を主体としている。

施設ごとの処理対象廃棄物は、次のとおりである。

施設の種類	処理する廃棄物の種類	
焼却・溶融施設	一般廃棄物	特別管理廃物、指定廃棄物
	産業廃棄物	廃油　廃プラスチック類 汚泥　動植物性残渣 紙くず　木くず
最終処分場	一般廃棄物	焼却残渣　不燃物　その他
	産業廃棄物	燃えがら　汚泥　鉱さい 建設廃材　その他

5　建設資金計画

当施設は、一般廃棄物、公共産業廃棄物（下水道汚泥）、産業廃棄物を処理する複合施設であるため、一般廃棄物及び公共廃棄物分の建設費については廃棄物処理施設施設整備費国庫補助金、市町村負担金等を充てるとともに、産業廃棄物分の建設費については、特定施設整備計画の認定を受け、NTT－C無利子融資等を受けることとしている。

焼却・溶融施設の資金計画は、次のとおりである。

資金種別	対象廃棄物	対象金額
国庫補助金	一般廃棄物、公共産業廃棄物（全体の90％）	基準事業費の1／4
市町村負担金	一般廃棄物（全体の30％）	（基準事業費－国庫補助金）×30／90
NTT－C無利子融資	産業廃棄物（全体の70％）	建設費の50％以内
日本開発銀行特利融資	産業廃棄物（全体の70％）	建設費の20％以内
市中銀行融資	全体	調査費、用地費、土地造成費、その他建設費の残額

6　おわりに

近年、ダイオキシン問題に端を発した廃棄物処理法の改正や廃棄物処理施設建設に係る住民投票の実施など、廃棄物を取り巻く環境は大きく変化しているが、財団法人愛媛県廃棄物処理センターが進めている東予地区廃棄物処理施設整備事業は、東予地区管内の全市町村が事業に参画する公共性の高い事業であり、現在、建設工事の緒についたところである。

愛媛県では、今後とも厚生省、自治省などの御指導、御支援を頂くとともに、関係市町村との協議を進めながら、東予地区廃棄物処理施設整備事業を推進していくこととしているが、引き続き、中、南予地区についても、地域の需要に応じた計画を推進していきたいと考えている。

財団設立5周年記念の集い

乾杯の音頭をとる
(財)日本産業廃棄物
処理振興センター
山中理事長

財団が平成4年12月に設立され、その後、目的に沿って各種事業を推進し5年を経過したのを機会に、財団設立、運営にご尽力いただいた関係の方々にお集りいただき懇親の会を持ちました。平成10年1月21日、都内ホテルで、厚生省、経団連はじめ関係する団体等の方々約50名が参加、なごやかに懇談が行われました。

財団太田理事長が今後とも一層のご支援をと挨拶、続いて厚生省浜田水道環境部長、経団連太田参与から、それぞれ励ましの挨拶をいただきました。このあと、(財) 日本産業廃棄物処理振興センター山中理事長から設立当初のお話しを交えての発声で乾杯、なごやかに懇談が重ねられ、最後に財団竹内常務理事から閉会の挨拶が行われ、賑々しく幕を閉じました。

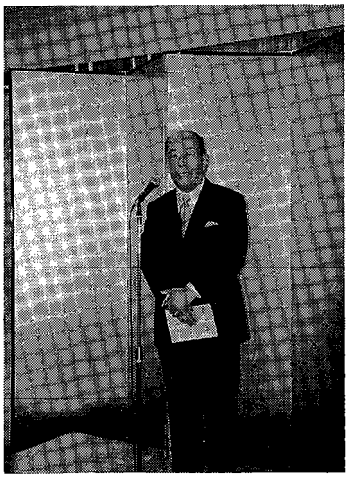

財団太田理事長

厚生省浜田水道環境部長

経団連太田参与

債務保証業務シリーズ〔6〕

産廃処理業界の老舗、第2世紀を迎える

―ひめゆり総業㈱を訪ねて―

□―――

私財を投じて組織づくり

ひめゆり総業㈱は、昭和43年7月に有限会社として設立された。文字通り産業廃棄物処理業の草分けであり、老舗である。本格的な業務開始とともに昭和45年1月、株式会社に組織変更、代表取締役に太田忠雄氏が就任した。今日まで社業の発展と業界の育成、発展に努力してきた故太田忠雄社長は、産業廃棄物処理業界の功労者として、今も語られる人である。

故太田社長は、廃棄物処理業を業として確立するため、全国の同業者に呼びかけるとともに社会的な地位を確保し、健全な業界を育成することに着眼、私財を投じて事務局を設置、正に手弁当で組織づくりを進めた。具体的に、この努力は、昭和53年に全国産業廃棄物連合会として実を結び、都道府県を単位とした産業廃棄物処理業者の全国的な広がりのある団体として活動をはじめ、昭和60年には、厚生大臣の認可を受け、社団法人として全国組織の基盤を確立、業界の発展に向けて今日、多岐にわたる活動を展開している。こういった産業廃棄物処理業界の歴史的経過と今日の発展を見るとき、故太田社長の功績は、筆舌に尽くしきれないものがある。

平成9年供用開始の平太郎処分場の第1期事業、第1層分の埋立が終了したところ

□―――

新社長の就任と第1期事業

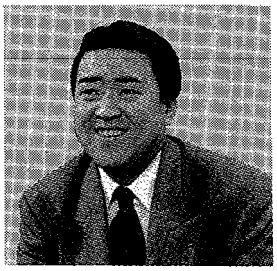

太田一社長

平成6年に太田忠雄社長は、惜しまれてこの世を去った。現在、太田一氏が後継者として若い力で、系列会社のひめゆり運輸㈱、㈱磐友メンテナンス、㈲太陽興産を率い次世紀に向けて陣頭指揮している。

同社は、昭和45年に本社を現在の福島県内郷宮町に置き、昭和47年には福島県から廃棄物処理法に基づく最終処分業、収集運搬業の許可を取得、これを機会に千葉県、茨城県、東京都、埼玉県と関東一円に営業範囲を拡大して発展してきた。創業時からの町田処分場（埋立容量232万㎥）も埋立完了が近づき、平成8年5月に新しい平太郎処分場（第1期埋立容量約23万㎥）の設置許可を取得、昨年9月から新しい最終処分場の供用が開始された。同事業は（財）産業廃棄物処理事業振興財団の債務保証の対象事業である。

同社では第一期平太郎処分場事業と呼んでいるが、同施設は、埋立容量231,105㎥、埋立期

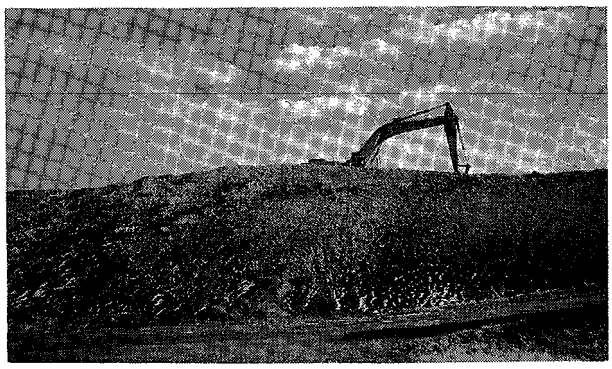

同社の創業とともに始まった町田処分場

間は平成9年から同15年を予定、浸出水の処理装置の処理能力は日量250㎥、付帯重機は、パワージョベルPC－310、同200を3台、ブルドーザーD－30Pを1台、フォークリフトFD40を1台備えている。同処分場の取り扱い品目は、燃え殻、汚泥、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、建設廃材、ばいじんとなっており、これらのうち特別管理産業廃棄物を除くものを対象にしている。

□－－－

浸出水処理に純酸素法採用

浸出水処理には、長年の埋立処分の経験を生かし万全の対策を講じている。流入変動、水質変動が大きく、いろいろな汚濁成分が含まれる可能性があり、これらの対策として調整槽の容量を処理能力250㎥／日の5倍1,200㎥／日とし、原水の調整・安定化を図っている。処理方

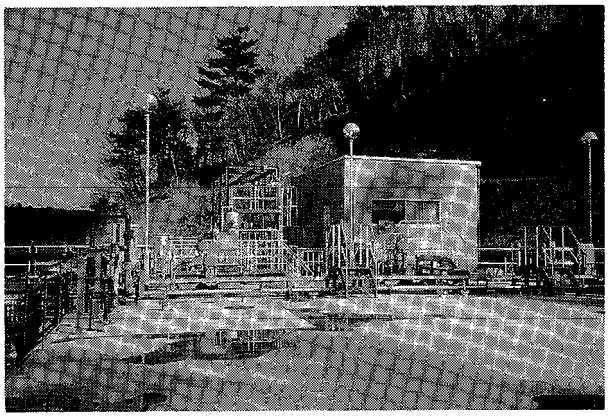

広い調整槽の上部から見た浸出水処理施設

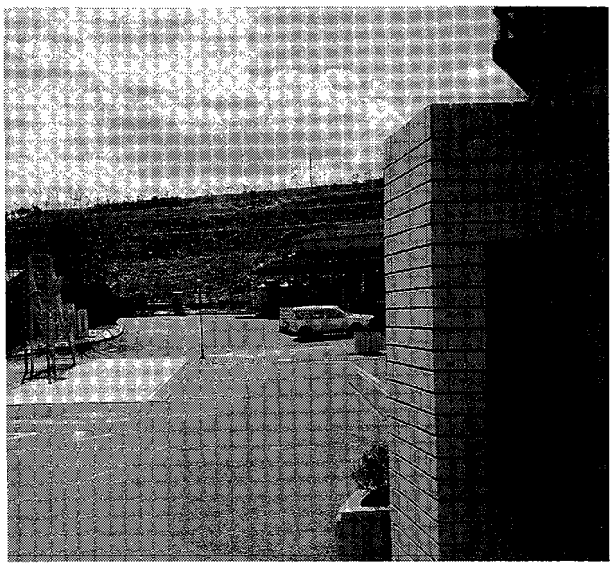

ひめゆり創業㈱の正面ゲート、向こうに埋立完了の町田処分場が見える

式の主体は、純酸素ばっきによる生物処理法であり、汚濁負荷変動への対応、臭気泡の飛散対策を徹底しさらに、この後、オゾン反応槽、砂濾過、活性炭吸着を2段で行うなど高度処理を徹底している。それを証明するように足立業務部長は放流口から杓で汲んで、透明感のある放流水を見せた。

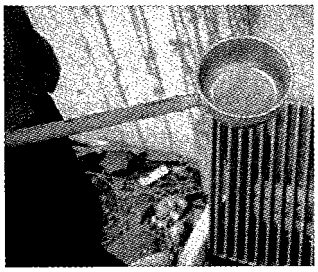

杓に汲んだ放流水

具体的に、浸出水処理施設のフローシートに沿って処理プロセスを紹介すると－（別図）

埋立処分地底部に埋設された透水管で集水された浸出水は、配水管を通って調整槽に貯留される。汚水は凝集剤を添加され、前凝集沈殿槽に送られ、3段に別れた密閉式のばっき槽で純酸素ばっきされ、排ガスは最終ばっき槽上部から放出される。純酸素はPSA酸素発生装置から送られる。次いで処理水は沈澱槽を経て、再び凝集剤を添加、後凝集沈澱槽で処理、上澄水はオゾン反応槽に送られる。オゾンはPSAの純酸素を原料にオゾン発生装置でつくられる。この後、処理水は砂濾過、2段の活性炭吸着塔を経て放流される。放流水は、一端遊水池に溜められ、オー

＜浸出水の処理フローシート＞

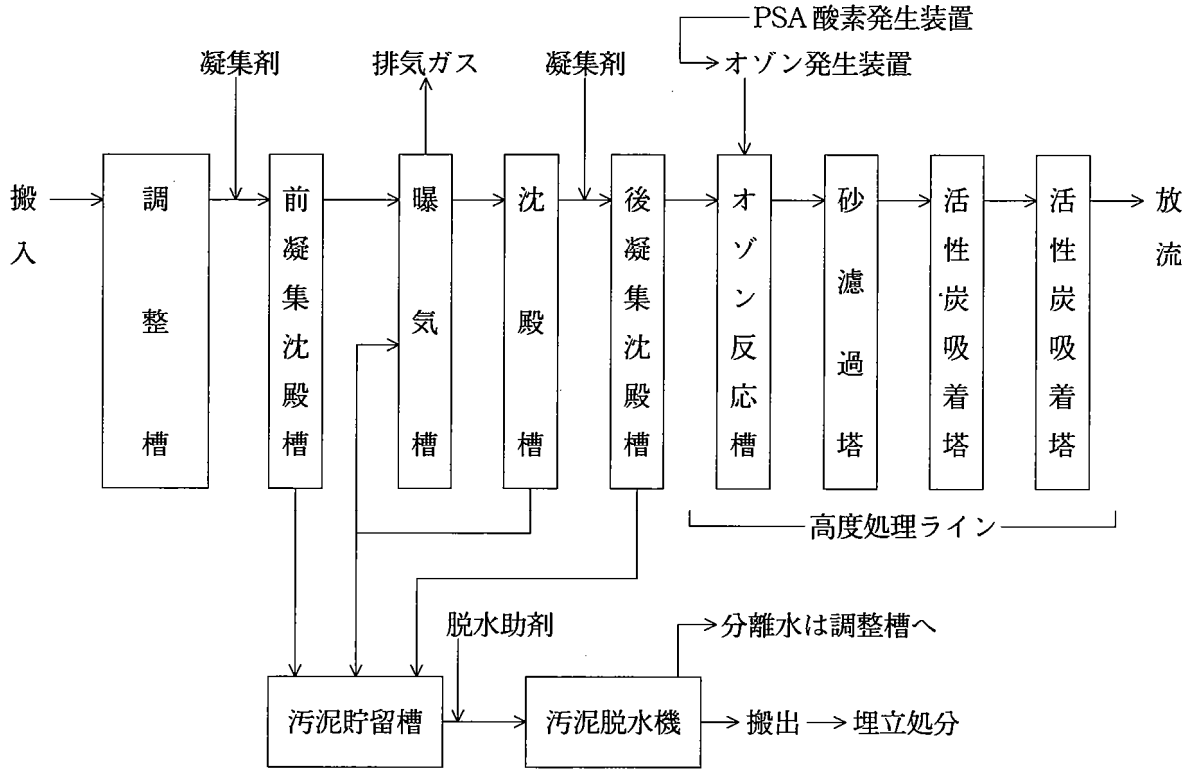

バーフローさせて、谷間の川に放流される。遊水池に魚を飼う計画もあると聞いている。

□－－－

埋立現場を歩く

山口常務と足立業務部長の案内で、現場を見学した。

町田埋立処分場の埋立跡一帯では、覆土して整備されている。ところどころに平太郎処分場の掘削土が盛られている。登り切ると見学施設というか、手すりが設けられ、町田処分場は見上げるように、新しい平太郎処分場は谷底のように見える。「小学生の社会科の見学コースになっており、上は埋立終了した町田処分場、下は一層分の埋立を終了し、覆土した平太郎処分場です。真っ白に見えるのはシートですが、後楽園（ビッグエッグ）のシートと同じものを使ってます」と説明も流暢である。「シートの法面の

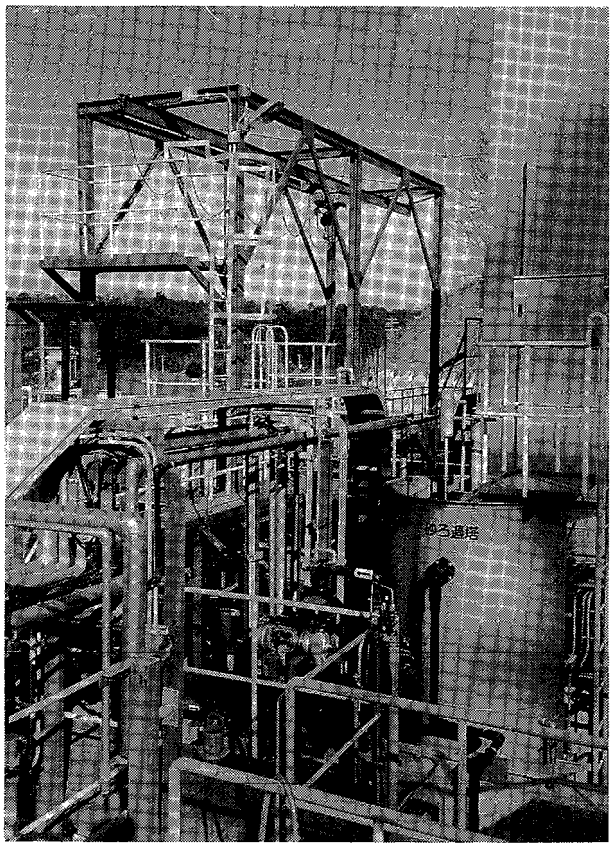

浸出水処理施設の高度処理プロセス部分

向こうが第2期の予定地です」と恵まれた立地を紹介した。処分場の法面が岩盤だったらシートは不要ではと聞くと「この岩は透水係数からいくと不合格でして、支えになるがシートは必要です」と専門的な話になった。浸出水処理施設については、前で説明したので省略するが、二重、三重の浄化対策を講じている。まだ、施設は新しく、本格的な稼働が近く始まることになるようだ。

□－－－

第2期平太郎処分場の計画化

取材で訪問した時、たまたま太田一社長が不在のため、山口弘之常務取締役と足立繁樹業務部長に話を聞いた。

こんな高台の良いところに処分場をと話を向けると「昭和45年当時は何も無かったそうですが、今は住宅が迫ってきてますし、登校時とか夕方4時以降搬入をストップするなど地域の皆さんの協力を得られるよう、私どももできることは協力していくといった形で業務を展開しています」と時代とともに変わる周辺状況について語る。正面ゲートを通ると、左側一帯にはゴルフのショートコースが設けてある。山口常務は「ショートホールも昔は埋立地でしたが、埋立も終了し、覆土して、美観も考えに入れて造成したものです」と住宅地からストレートに埋立処分地が見えないようにと景観にも気配りされていた。

山口弘之常務取締役

埋立処分場一筋に生きてきた同社の将来について、リサイクルなどいろいろな事業分野が広がりつつあるが、どのような展開をと聞くと「ここの減量化といった意味でリサイクルすることは考えているが、リサイクルは、顧客の工場レベルで進めていただく方がよいのではないかそのためには協力してお互いによい方法を見つけていきたい」と廃棄物問題の専門家としての協力体制を考えている点を強調した。

平太郎処分場（手前）の向こうの山地は第2期工事が予定されている処分場用地

「ここへの受入れ物は中間処理を必要としないもので、強酸、強アルカリといった中間処理の必要なものは受け入れていない。農業関係とか、食品関係など多く、管理型埋立をやっているわけです。平均的には200トン／日程度入ってきます。創業当時からの町田処分場が埋立終了時期を迎えましたので平太郎処分場の第1期に取りかかり、平成9年から供用を開始した。これは約23万m³強で小さ目であり、第2期工事（約47万m³）を続いて進め、合わせて15年程度は見通しがついています。町田処分場の跡地利用も計画していますが、当面は、平太郎処分場の工事残土のストックヤードとして利用、埋立覆土に使います」と現状について語った。

長年の埋立処分業務の中で、ごみ質の変化はと聞くと「基本的には顧客が一定していますの

で、時代の変遷に比べて大きな変化はないが、バブル当時には、製品が箱詰めされたまま持ち込まれるようなこともあった。最近は、そういった変わったものは見られなくなりましたね。それと最近は、受入れ契約の段階で相当なチェックをやりますので、異質なものは入って来ないわけです」と安定した管理埋立を維持するために多くの努力を行っていることを強調した。その一環として「これからは、得意先もISOの認証を受けておられる企業も多くなり、私どももISOの認証問題を本気で考えて行かなければならないと考えています」と将来問題についても強調していた。

非常に業務展開が地味であり、それだけに長年の大変な時代を過ごしてきた深い蓄積が感じられた。最後に債務保証について「銀行は不動産担保を第一に優先する。埋立地に不動産価値を求めても無理がある、それが理解されない。財団の債務保証（審査）は、これをカバーするものであり、非常に有難い制度である」と強調して話を結んだ。

編集後記

ゴミ問題解決の大きな柱として、リサイクルの推進があげられます。

ところが、公的認知がないためリサイクル品がなかなか使われなかったり、質はよいが売れず採算に合わないなど障害は多く、当財団の債務保証先リサイクル企業も苦戦しているところが多くあります。

これを解決するには、官民の小さな努力の積み重ねが絶対必要です。

民としては、ゼロエミッション工場の完成を喧伝するばかりでなく例えば、PETボトルの口金を本体と同質にし、分別収集・リサイクルを容易にするなど小さいところにも目を向けてほしいものです。これは現代の技術レベルをもってすれば決して不可能なことではないと思います。

一方、官にあっては社会資本の品質確保のため公共工事に使う材料の品質基準を定めているが、ほとんどが天然材を対象としており、再生材については道路用砕石・アスファルトなど一部に限られているのが現状です。

用途・場所によっては、リサイクル材に門戸を開く基準作りをぜひ期待したいものです。

今こそ、官民が知恵を出し合い地道な努力が求められるときだと思います。

（常務理事　竹内孝夫）

「産廃振興財団ニュース」No.11 1998.2

発行日　平成10年2月25日

発行人　太田文雄

発行所　財団法人　産業廃棄物処理事業振興財団

〒103-0012　東京都中央区日本橋堀留町1丁目8番13号（太陽堀留ビル5F）

TEL 03－3639－9040　FAX03－3639－9038

印刷　㈱環境産業新聞社

再生紙を使用しています。

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

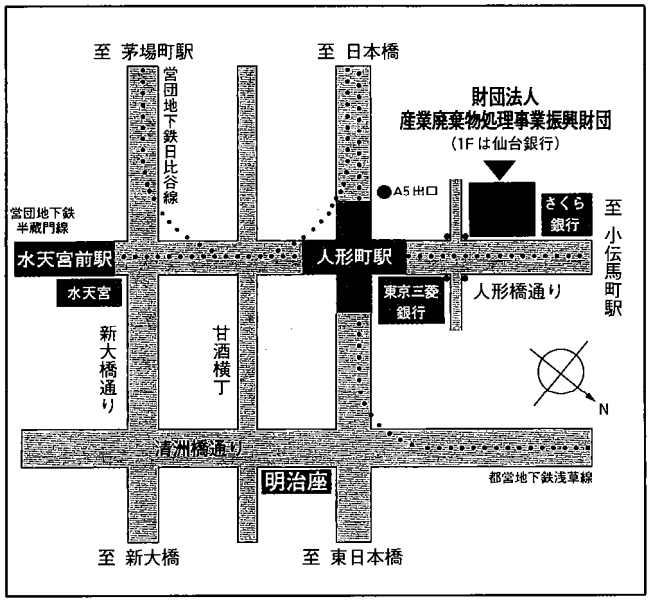

営団日比谷線・都営浅草線「人形町駅」下車　徒歩3分
財団(太陽堀留ビル)への最寄り出口は「A5」
営団半蔵門線「水天宮前駅」下車　徒歩6分

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1丁目8番13号
太陽堀留ビル5階
電話　(03) 3639-9040　　FAX　(03) 3639-9038